

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第135号

楽しんで稼げると思ったら…マルチ商法にご注意！

「必ず儲かる」「儲け話を人に紹介すれば報酬が得られる」などと勧誘され、商品・サービスを契約し、次は自分がその商品・サービスの勧誘者となって紹介料を得るといった「マルチ商法」のトラブルに関する相談が寄せられています。

【県内事例①】

アルバイト先の先輩から副業をしないかと勧められた。後日、説明を受け、断り切れない雰囲気の中で投資マルチ数十万円の契約をし、契約金の一部を業者に振り込んだ。友人に相談したところ、怪しいのでやめるよう言われ、先輩に解約を申し出たが辞めないよう説得された。その後、先輩から業者に連絡し、口座に返金されると聞いたが、心配だ。

(20代 女性)

【県内事例②】

知人の紹介で、事業立ち上げへの投資話を持ち掛けられた。最低でも、月6千円の権利収入が一生ある、人を紹介したらレベルアップするなど説明を受け、契約書面にサインをして数万円を支払った。契約書の控えはもらっていない。よく考えると話が上手すぎるのでクーリング・オフしたいと思い業者に連絡をしているがつかまらない。どうしたらよいか。

(20代 男性)

【県内事例③】

数年前、知人から勧められて仮想通貨を扱うマルチ業者と契約、友人にも勧め契約した。今年になり、保有していた仮想通貨を引き出そうとしたが、引き出せないまま業者が倒産した。保有していた仮想通貨はどうなるのか。返金してほしい。

(60代 女性)

アドバイス

1. 「必ず儲かる」などと勧誘されても鵜呑みにせず、儲け話の実態やリスクが十分に理解できなければ契約しないでください。
2. 友人や知人からマルチ取引の勧誘をされて断りにくいと思っても、きっぱりと断りましょう。
3. 自分が新たな勧誘者となり友人・知人を勧誘してしまうと、相手をトラブルに巻き込んだり、人間関係のトラブルになることもあるので注意しましょう
4. 不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口に相談してください。(消費者ホットライン「188 (いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)



©KANAGAWA2013